

# 医療保険だより

国民健康保険は「知立市」と「愛知県」を、後期高齢者医療は「愛知県後期高齢者医療広域連合」を、それぞれ保険者として、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者の保険税（料）により運営する医療制度です。

## 医療制度の変更点

### ○後期高齢者医療制度

・所得割・均等割の料率および料金の引き上げ

| 年度                                      | 令和元年度               | 令和2年度                |
|---|---------------------|----------------------|
| 所得割                                     | 8.76%               | 9.64%                |
| 均等割(1人あたり)                              | 45,379円             | 48,765円              |
| 賦課限度額                                   | 62万円                | 64万円                 |
| 均等割額軽減割合(世帯の合計所得金額33万円以下の人)             | 8.5割<br>(38,573円軽減) | 7.75割<br>(37,793円軽減) |
| 均等割額軽減割合(世帯の合計所得金額33万円以下で、年金収入80万円以下の人) | 8割<br>(36,304円軽減)   | 7割<br>(34,136円軽減)    |

### 【保険料率が上昇する主な理由】

・被保険者一人当たりの医療給付費が伸びたこと  
 ・高齢者人口の増加で、後期高齢者負担率(※)が上昇したこと  
 ※医療給付費に占める保険料負担の割合を、国が全国一律に決定するもの。

・保険料賦課限度額の引き上げ  
 ・所得が低い人への均等割額軽減割合の一部変更

### ○軽減世帯の拡大(国保・後期)

世帯の合計所得が次の基準以下のとき、均等割と平等割を軽減します。

| 軽減割合 | 世帯の合計所得金額(改正前)      | 世帯の合計所得金額(改正後)        |
|------|---------------------|-----------------------|
| 5割軽減 | 33万円+28万円<br>×被保険者数 | 33万円+28.5万円<br>×被保険者数 |
| 2割軽減 | 33万円+51万円<br>×被保険者数 | 33万円+52万円<br>×被保険者数   |

※保険税(料)額の計算は前年の所得をもとに計算されます。軽減の判定は自動でされるため申請をする必要はありませんが、所得の申告をされていない人は、申告が必要です。

## 旧被扶養者に係る応益割(均等割・平等割)の減免

社会保険などの被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行したことで、国民健康保険の被保険者となった人(旧被扶養者)に係る保険税の軽減措置を実施しています。

昨年度から、旧被扶養者に係る保険税の応益割分の軽減措置を2年間に限

### ▼問合せ

【国民健康保険について】  
 国保医療課 国保年金係 ☎(95)0123  
 【後期高齢者医療制度について】  
 国保医療課 医療係 ☎(95)0151

り行っています。

なお、応能割(所得割)については、引き続き期限を設けず軽減措置を実施していきます。

## 保険証の更新(後期)

現在の保険証(青色)の有効期限は7月31日です。

・新しい保険証(橙色)を7月下旬に簡易書留郵便で郵送します。

・住民登録地と異なる住所へ郵送を希望する場合は、7月10日(金)までに国保医療課へ事前申請が必要です。

## 限度額適用認定証・標準負担額減額認定証について(国保・後期)

### 【限度額適用認定制度】

医療機関受診時に提示することで、医療機関が医療費を請求する際(食事代・差額ベッド代等は除きます)、あらかじめ自己負担額から高額療養費に相当する額を差し引くことができる制度です。

高額療養費は、自己負担額を医療機関に全額支払った後に申請しますが、この制度で、医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額にとどめられるので、一時的な負担を減らすことができます。

### 【標準負担額減額制度】

入院時の食事代は1食につき定額負担となっていますが、住民税非課税世帯の人は申請で標準負担額減額認定証の交付を受けると食事代が減額されます。

また、過去12か月で91日以上の入院がある場合はさらに減額されることがあります。

なお、現在の認定証の有効期限は7月31日までです。

※国民健康保険と後期高齢者医療制度では更新の方法が異なりますので、国保医療課でご確認ください。

## 後期高齢者医療保険料の支払いについて

年金受給者は、原則として、保険料を年金天引きで納付していただきます。ただし、次の場合は普通徴収(口座振替や納付書による納付)となります。

・年金受給額が、年額18万円未満の場合  
 ・介護保険料と合わせた額が、年金額の2分の1を超える場合

・年金からの天引きの優先順位等、特別な事情がある場合

※特別徴収の対象者であっても、申出で「普通徴収(口座振替)」で保険料を納めることも可能です。

### ▼問合せ

【後期高齢者医療保険料の算定方法や保険証の負担割合について】

後期高齢者医療コールセンター ☎0570(01)1558 毎日午前8時45分〜午後5時15分

※7月13日(月)〜8月31日(月)まで



# 国民年金保険料の免除制度について

## ①免除（全額免除・一部免除（一部納付））申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得（※）が一定額以下の場合には、申請で保険料が全額または一部免除になります。

## ②納付猶予申請

50歳未満の人で、本人、配偶者の前年所得（※）が一定額以下の場合には、申請で保険料の納付が猶予されます。

▶受付期間 7月1日から令和2年度分の受付が始まります。

※1月～6月分を申請される場合は前々年所得

## ③学生納付特例申請

学生の人で本人の所得が一定額以下の場合には、申請で保険料の納付が猶予されます。

▶受付期間 令和2年度分を受け付けています。

### 【①～③の共通事項】

▶持ち物 年金手帳またはマイナンバーカード（通知書）、失業などを理由とする場合は雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票など、学生証もしくは在学証明書、認印（本人が署名する場合は不要）  
※申請する時点から2年1か月前の月分までさかのぼって免除申請ができます。

○新型コロナウイルス感染症の影響で収入源となる業務の喪失や売上の減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きで、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

<http://www.nenkin.go.jp>

## ④産前産後免除申請

出産予定日または出産日が属する月の前月～4か月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間）の保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産（死産、流産、早産も含む）をいいます。

▶対象 平成31年2月1日以降に出産した人

▶受付期間 出産予定日の6か月前から

▶持ち物 年金手帳またはマイナンバーカード（通知書）・母子手帳・認印（本人が署名する場合は不要）

※前年所得にかかわらず免除されます。すでに納付された分は還付されます。

▶問合せ 国保医療課 国保年金係（☎95-0123）

刈谷年金事務所（☎21-2110）

新型コロナウイルス感染症の影響に係る支援策について（国保・後期）

○国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の減免

▼対象

① 新型コロナウイルス感染症で、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の人

② 新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、一定の条件を満たす世帯の人

▼支援策

① 2月1日～令和3年3月31日の納期に係る保険税（料）を全額減免します。

② 2月1日～令和3年3月31日の納期に係る保険税（料）を条件別の減免割合で一部減免します。

○傷病手当金の支給について

▼対象

新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり、感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができない人（給与等の支払いを受けている人に限ります。）

※新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免・傷病手当の支給を受けるためには申請が必要ですので必ず事前にお問合せください。

▼問合せ

【国民健康保険について】

国保医療課 国保年金係（☎95）012

3）

【後期高齢者医療制度について】

国保医療課 医療係（☎95）0151

